

業者特定理由書

- 1 件名 準幹線漏水調査業務
- 2 特定業者名 (一財)札幌市水道サービス協会
- 3 特定理由 下記の理由により業者を特定する。

記

【業務内容】

本業務は、平成30年北海道胆振東部地震発生以降、配水管の漏水が例年より増加傾向にあることに加え、本年2月21日に発生した余震の影響により、さらに漏水の増加が予想されることから、配水管の内、漏水が発生した際に断水の影響が大きくなる準幹線(φ200~350)について、緊急の漏水調査業務を実施し、対象管路の健全性を確認するものである。

【業務の条件】

- 1) 本業務の履行には、本市の水道管路全般の状況を把握し、その維持管理について精通した専門的知識を有するとともに、管路や弁栓類の機能調査及び補修、並びに音聴による漏水調査などの技術情報を蓄積することによって得られた知識と経験を有し、確実に業務を履行できる者でなければならない。
- 2) 対象管路の健全性を早期に確認するために、本年6月末までに調査を完了すること。

【業者の特定】

- 1) (一財)札幌市水道サービス協会は、本市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上のため、本市の出資により設立された財団法人であり、設立当初より、水道局職員を派遣し技術の指導を行い、サービス協会内部で継承してきた。このため、当該法人は浄水場から管路の末端である給水装置まで、水道管路全般に関する専門的知識と管路及び弁栓類の機能調査や補修などの技術情報の蓄積と経験を有している。このことから、本業務は通常の給配水管音聴調査業務とは異なり、調査場所が点在していることに加えて、本年6月末までの短期間に調査を完了するためには、効率的に業務を実施する必要があることから、人員を集中的に投入し、確実に業務を履行することができる唯一の団体である。
- 2) 当該法人は他都市の災害復旧においても職員を派遣しており、緊急時の調査であっても確実かつ迅速に当該業務を履行できる体制を有している。

以上のことから、当該業務の条件を全て満たすのは、(一財)札幌市水道サービス協会だけである。

- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当